

I . 最近の電気保安行政について

中国四国産業保安監督部 電力安全課

目次

1. 近年の電気保安行政について

2. 法令等改正

No	施行日	改正された法令等の名称	概要	資料番号	ページ
(1)	令和5年9月1日	「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正	統括等の2時間ルールの運用等	資料1(別紙1)	P3上(P18)
(2)	令和5年9月29日	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令	ダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務経験の見直し	資料2(別紙2)	P3下(P24)
(3)	令和5年12月21日	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令等	認定高度保安実施設置者制度の開始	資料3(別紙3)	P4下(P37)
(4)	令和5年12月21日	「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について」の一部改正	燃料電池に属する設備の一部が高圧ガス保安法からの適用除外に追加	資料4	P8上
(5)	令和6年3月15日	「発電用火力設備の技術基準の解釈」及び「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正	発電用火力設備の技術基準の解釈への民間規格の取り込み	資料5(別紙5)	P8下(P49)
(6)	令和6年4月1日	「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」	太陽電池発電所新設時等の他法令許可確認等	資料6(別紙6)	P9上(P62)
(7)	令和6年4月1日	「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正	太陽電池及び風力の検査方法追加等	資料7(別紙7)	P9下(P63)
(8)	令和6年4月1日	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用	外部委託の受託に必要な実務経験期間の確認	資料8(別紙8)	P10上 (P69)
(9)	令和6年6月1日	「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示等の一部を改正する告示」	管理技術者の実務経験年数の緩和	資料9	P11上
(10)	令和6年10月1日	「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等」	小規模事業用太陽電池への接触防止・立入防止措置の強化等	資料10(別紙10)	P11下(P75)

3. 周知事項

No	周知日	周知内容	資料番号	ページ
(1)	令和5年12月1日	更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起	資料11 (別紙11)	P13上 (P84)
(2)	令和6年2月1日	バイオマス発電所における安全確保の徹底及び事故発生時の報告のお願いについて	資料12	P13下
(3)	令和6年4月26日	発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について	資料13	P14上
(4)	令和6年6月4日	2024年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について	資料14	P14下
(5)	令和6年6月28日	感電死傷事故に関する注意喚起	資料15	P15上
(6)	令和6年7月中	使用前自己確認結果届出書提出にあたってのお願い	資料16	P16上
(7)	令和5年度～	保安ネットによる小規模事業用電気工作物他の届出について	資料17	P17上

※上記()は、改正された法令等の本文や新旧対照表について該当事項を抜粋して掲載

※資料4,9,12～17は別紙はありません

1. 近年の電気保安行政について

- ◆ 電気事業法における電気保安の骨格をなすのは主任技術者制度であり、個人に資格が与えられた電気主任技術者の方々がこの制度の中心です。経済の発展、拡大とともに、その保安の監督者と事業場の設置数との間にバランスを欠く経済環境になってきたことから、電気主任技術者の外部委託が認められるようになった時代変化はあるものの、電気主任技術者免状の有資格者が、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督者として電気設備を安全に運用してきた歴史は、昭和39年に電気事業法が制定されて以降、変わっていません。従って、現在において、また将来においても、保安水準の維持・向上というテーマは、電気主任技術者の存在なくしてあり得ません。
- ◆ その電気主任技術者を取り巻く状況は、大きな環境変化の中にあり、技術革新（スマート化）、電気保安人材の不足、自然災害の激甚化・電力インフラの経年劣化といった構造的課題の他、カーボンニュートラルを目的に設置数が拡大した太陽電池発電所のトラブルや災害が多発するなど、環境変化・課題に直面している時期といえます。
- ◆ また、近年の動きとしては、水素・アンモニア発電については実用化に向けた環境整備が進んでいるほか、サイバー攻撃の増加によるサイバーセキュリティの確保、既存発電所への蓄電設備の導入拡大などがあり、さらにトラブルや災害が多発する太陽電池発電所への規制強化が実施されるなど、電気主任技術者自らが、電気工作物の工事、維持及び運用に関して適切な判断を行うため、今まで以上に情報や知識の習得を行うことが必要となっています。
- ◆ 以上のことから、電気主任技術者の皆さまにおかれては、これらの国の議論や保安規制の最新動向に注視していただくとともに、特に事故防止・災害対応に関して、設置者を交え、緊急時の保安体制や連絡体制についてしっかり話し合っておく等、事前の準備や心構えに万全を期すようにお願いします。



中国四国産業保安監督部
Chugoku Shikoku Industrial safety and inspection Department

2. 法令等改正



(1)「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正

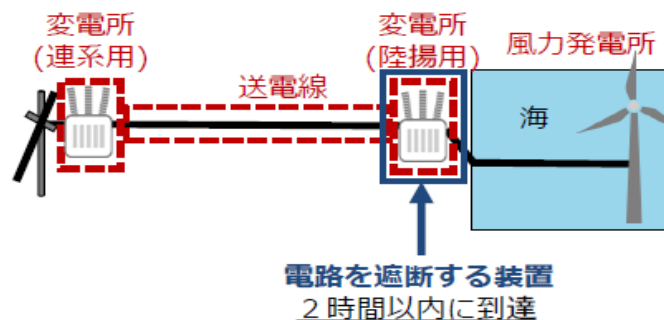
資料1

施行日：令和5年9月1日

- 主任技術者制度の統括・兼任制度について、電気主任技術者が常駐する事務所等から監督する事業場まで2時間以内に到達できることが監督の要件とされているが、
 - (1) 兼任・外部委託については、①洋上風力発電所、②過疎地域等に設置した電気工作物、
 - (2) 統括 については、①洋上風力発電所、②担当技術者を配置した事業場、について、当該要件の柔軟化 が認められている。

洋上風力発電所に係る運用

監督する電気工作物が洋上風力発電所である場合、当該事業場までではなく、当該設備に接続されており、陸上に設置されている電路を遮断する装置まで、2時間以内に到達することを求めている。



(出典) 電力保安制度ワーキンググループ 第15回

過疎地域等に係る運用

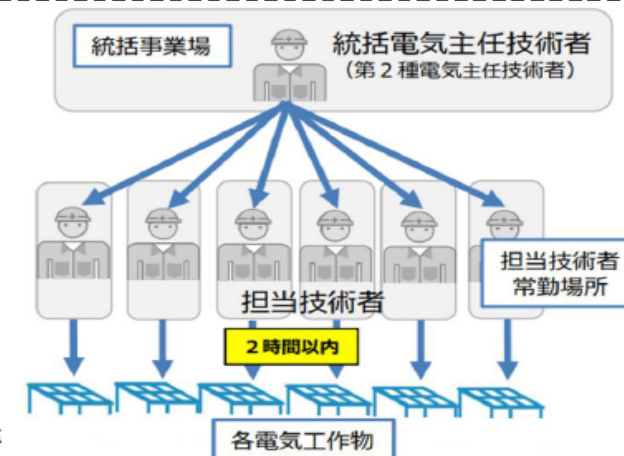
法律※に規定される「過疎地域」、「離島振興対策実施地域」及び「離島」に設置された設備については、「保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないように配慮」することとされている。

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等



統括における担当技術者制

サイバーセキュリティの確保、災害時の対応方針策定、教育・研修を行った担当技術者が2時間以内に設備に到達できること、等を満たす場合、主任技術者自身の2時間以内の到達は要さないこととされた。



※詳細な改正内容は「別紙1 (P18~)」参照

(2)「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令」

資料2

施行日：令和5年9月29日

- 事業用電気工作物に該当する水力発電設備を設置する者は、保安監督のため、ダム水路主任技術者の選任が必要。
- ダム水路主任技術者免状の交付を受けるためには、学歴に応じた一定の実務経験を求めている。
- 近年、ダム水路主任技術者免状取得者は減少しており、将来的には現役のダム水路主任技術者の定年退職等に伴って更なる人材不足が懸念されていることから、所要の改正を行うもの。

改正内容



- ① ダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直す。
- ② 経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入する。

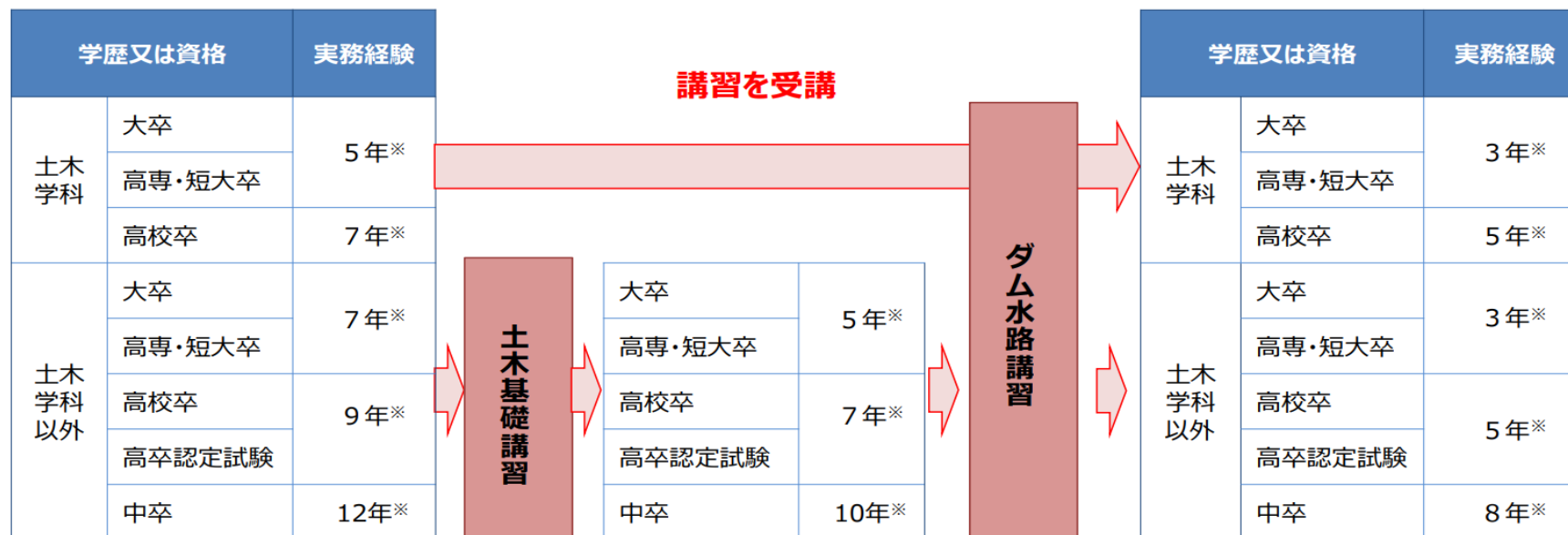
(出典) パブリックコメント実施概要資料より

(2)「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令」

資料2

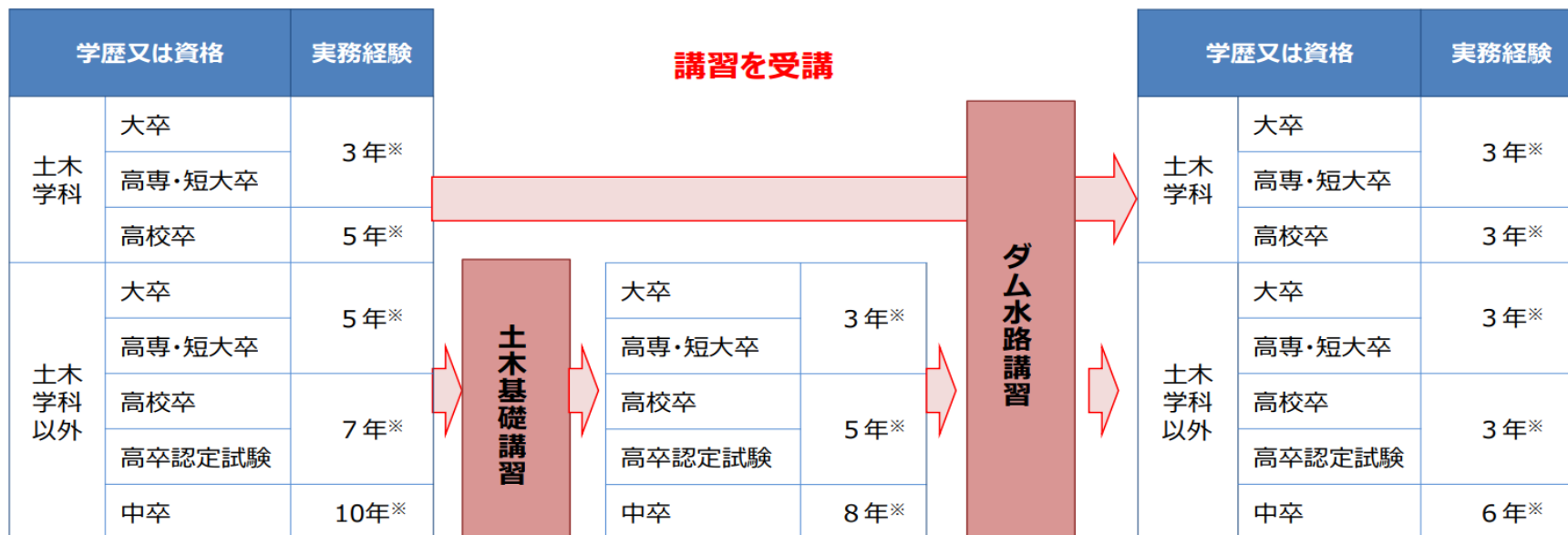
施行日：令和5年9月29日

＜第1種ダム水路主任技術者免状の取得に必要な実務経験年数＞



※各学歴に共通の最低要件として、高さ15m以上の発電用ダムでの実務経験（海外での同等の経験を含む）を3年以上有することを求める。

＜第2種ダム水路主任技術者免状の取得に必要な実務経験年数＞



※各学歴に共通の最低要件として、水力設備に係る実務経験（海外での同等の経験を含む）を3年以上有することを求める

(3) 認定高度保安実施設置者制度（概要）

資料3

施行日：令和5年12月21日

- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行（令和5年12月21日より）に伴い、**「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」**を認定する制度が開始。
- 認定の要件は、**経営トップのコミットメント**、**高度なリスク管理体制**、**テクノロジー（スマート保安技術）の活用**、**サイバーセキュリティ対策**の4要件。
- 認定を受けた認定高度保安実施設置者は、保安レベルが一定水準以上であることから、現行の**行為規制は維持**しつつ、届出や審査等の**行政手続の簡略化**が認められる。

認定高度保安実施設置者の認定要件

経営トップのコミットメント

代表者の責任・方針の明示、
コンプライアンス体制の整備等

高度なリスク管理体制

リスク評価とそれに基づく措置を
実施する体制等

テクノロジーの活用

IoT、ビッグデータ・AI、ドローン
等の先端技術の活用

サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応

IoT等の保安業務への活用を
前提としたサイバー攻撃対策

電気事業法において認定高度保安実施設置者に認められる事項

保安規程の作成
(電気事業法42条)

主任技術者の選任
(電気事業法43条)

使用前自主検査
安全管理審査
(電気事業法51条)

定期自主検査
定期安全管理審査
(電気事業法55条)

行政への届出は省略
※規程作成・主任技術者選任義務
は維持しつつ、記録保存

国の審査の省略
※自主検査・記録保存は維持

国の審査の省略
自主検査時期の柔軟化
※自主検査・記録保存は維持

(3) -1 認定高度保安実施設置者制度と安全管理審査制度の比較

- 従来の安全管理審査システムSでは、「十分な検査体制に加え、高度かつ十分な保守管理を実施する者」について、法定検査周期の延伸等を認めていた。
- 認定高度保安実施設置者制度では、「自立的に高度な保安を確保し、向上させることができる者」として、システムSの要件に加え、保安管理の手法を自ら決定し、テクノロジーを活用しつつ、保安レベルを向上させることができるか、という観点からいくつかの要件を追加で求める。

認定高度保安実施設置者制度		
対象者		✓ テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる者。
要件	手法・体制	① 高度な運転管理・保守管理 運転管理・日常点検・定期点検の体制・方法構築 ② 継続的な検査体制・法定 6 項目※ 検査方法・記録管理等に対する対応等のマニュアル化、検査に係る教育訓練 等 ※安全管理審査制度に係る法定 6 項目
	テクノロジー	③ 経営トップのコミットメント <u>全社方針・目標の設定、コンプライアンスの確保</u> ④ 高度なリスク管理体制 <u>リスクアセスメント→保安管理手法の決定・対策の実行→レビュー</u>、といったPDCAによる改善プロセス

システムSで求めていた要件

認定制度において新たに追加で求める要件

(3) - 2 要件の詳細（経営トップのコミットメント）

- 自立的に高度な保安を実施するためには、組織全体の規律やリソース配分に関する権限を有する経営トップのコミットメント（理念や社内ルールの整備の明確化、適切な資源配分）が必要。加えて、経営トップが主体的に自社の保安管理体制を監査・検証できる組織体制の構築を求める。
- また、認定要件への適合性の判断にあたっては、経営トップが保安管理体制の維持・向上に主体的に関与しているかを経営トップへのインタビューや社内監査における発言や指示等の記録等を通じて確認する。

経営トップのコミットメントに係る要件

○全社としての方針・目標、リソース配分へのコミットメント

- ✓ 全社の保安管理の方針・目標遵守及び法令遵守を現場を含めて認定対象部門の全従業員に浸透させること。
- ✓ 経営トップが保安管理の方針・目標に照らして、保安管理に必要なリソース（組織・人員等）配分を定期的に見直していること。

○コミットメント実施のための監査・検証体制

- ✓ 経営トップとして主体的に自社の保安管理体制を監査・検証できる組織体制を構築し、適切に機能させていること（監査対象からの独立した監査実施者、法令違反等の不適切行為に関する相談・通報窓口の設置等）。
- ✓ 保安管理レベルの向上を図るために保安管理のプロセスや結果に係る評価指標を定め、その達成度を確認できる体制を構築し、維持していること。

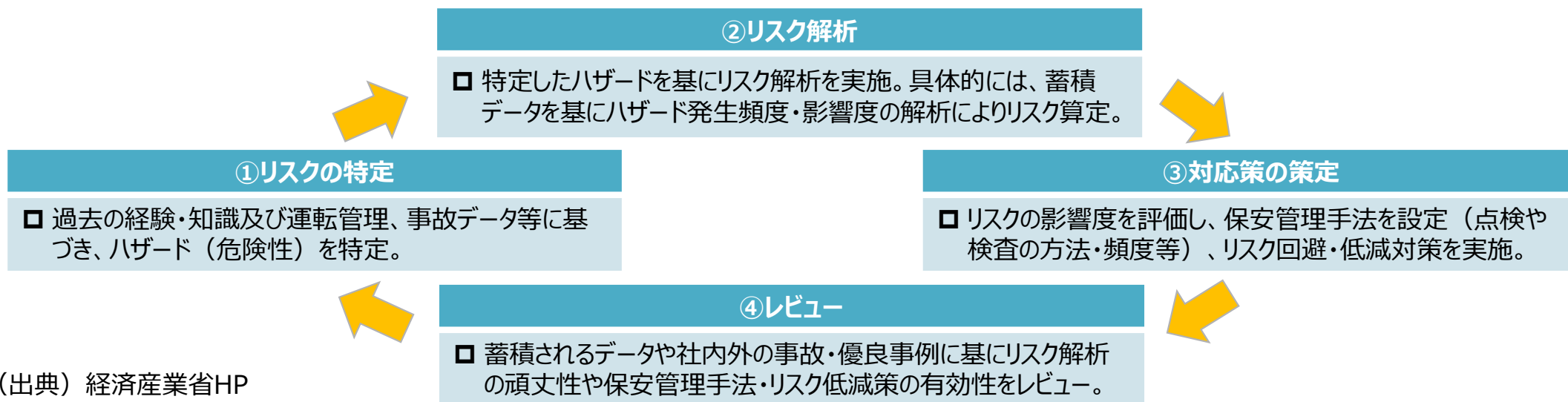
(3) - 3 要件の詳細（高度なリスク管理体制）

- 適切な保安管理の手法を自ら決定するためには、電気工作物のリスクを特定・解析（設備劣化状況の把握、設備異常の予兆把握、設備の異常分析・特定・評価等）することで、**リスクの回避・低減策を策定し、継続的にアップデートしていく必要がある。**
- 現状でも、蓄積された経験や事例等に基づいて保安管理手法や対策が決定されていると考えられるが、このプロセスを体系的に実施するために人材登用・責任者選任や組織的な連携体制の明確化等の**当該プロセスを実施するための体制構築**を求める。

高度なリスク管理を実行するための体制構築に係る要件

- ✓ リスク特定・解析の知見を有する**人材登用・責任者選任**を行っていること。
- ✓ **各階層・部門、協力会社間の保安管理の責任・役割を明確化**していること。
- ✓ 社内外の事故情報、優良事例等の**情報収集**とその**高度なリスク管理への活用**を行っていること。
- ✓ **高度な保安人材育成**を実施していること。（保安管理の技能・知識の基準・評価方法の規定、教育プログラム実施等）
- ✓ **安全文化の醸成・向上**に向けた継続的な取組を実施していること。（アンケート調査、現場との対話の実施等）

リスク特定・解析によるPDCAの実施イメージ



(3) -4 要件の詳細（テクノロジー（スマート保安技術）の活用）

- 保安管理手法を自ら決定し、適切なタイミングで保安管理を実施するためには、**設備の劣化状況を診断する技術**や**運転管理を高度化する技術**が必要。加えて、将来的な保安人材の不足が懸念される中、保安管理レベルの維持・向上させるためには、**保安管理業務を高度化・効率化する技術**の導入が求められる。
- テクノロジーは多岐にわたり、設備に応じた適切な運用が求められることから、設備ごとに採用理由や運用方法について説明を求め、**設備に応じた適切なテクノロジーが選定されているかを確認**する。
- 加えて、導入後の効果・リスクの検証によって継続的な改善を行うことが、保安力の自律的な向上に資することから、**導入前後の効果・リスクの評価・検証プロセスを求める**。

導入を求めるテクノロジーの例

設備の劣化状況を 診断する技術	設備の運転管理を 高度化する技術	保安管理業務を 高度化・効率化する技術
(例) 発電設備の異常予兆検知システム、非破壊検査による内部破断の診断 等	(例) IoTを用いた発電設備の遠隔監視・制御、AI等による発電設備の運転最適化 等	(例) ドローンによる点検、壁面走行ロボットによる遠隔検査技術 等

(3) -5 要件の詳細（サイバーセキュリティ対策）

- IoT機器等を活用した産業保安のスマート化は、保安の高度化・効率化に資する一方、サイバーセキュリティ対策が一層重要となる。
- 電気事業法で求められる「電力制御システムセキュリティガイドライン」を前提に、導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、最新の知見や事故を踏まえて、対策の継続的な改善に努めているかを確認する。

「電力制御システムセキュリティガイドライン」の要件

組織体制

- ・セキュリティ管理組織の設置
- ・マネジメントシステムの構築
- ・従業員へのセキュリティ教育 等

設備・システム

- ・ネットワーク分離
- ・通信データ保護
- ・不正処理防止 等

運用・管理

- ・セキュリティ仕様
- ・データ管理
- ・セキュリティパッチ 等

サイバーセキュリティ対策に係る要件

- ✓ 「電力制御システムセキュリティガイドライン」を前提に、導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を講じていること。
- ✓ 最新のサイバーセキュリティに係る知見や事故を踏まえて、対策の継続的な改善に努めていること。

(3) - 6 (参考) 認定高度保安実施設置者制度 (Web ページ)



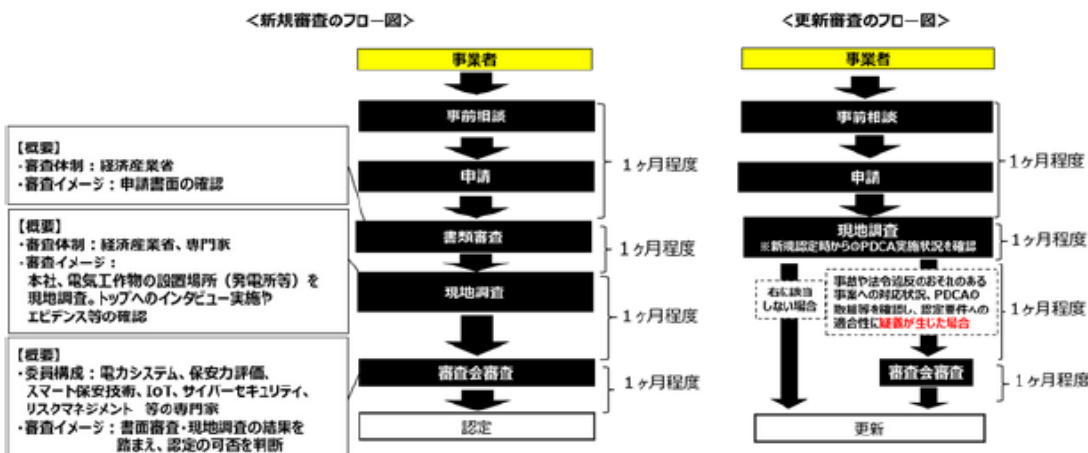
令和5年12月21日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年法律第74号)が施行され、認定高度保安実施設置者制度が開始しました。

本制度は、自立的に高度な保安を確保できる事業者(1.経営トップのコミットメント、2.高度なリスク管理体制、3.テクノロジーの活用、4.サイバーセキュリティ対策の4要件を満たすことのできる事業者)について、経済産業大臣が認定を行い、当該認定を受けた事業者については、国による使用前・定期安全管理審査の省略、自主検査時期の柔軟化、その他保安規程や主任技術者の選任に関する行政への届出が省略されるなど、行政手続きを簡略化することで、より自主性を高める仕組みとなっております。

〇制度の概要についてはこちら(PDF形式:402KB)。

〇認定要件の詳細に関しては、「認定高度保安実施設置者の認定について(通達)」(PDF形式:1,408KB)を御覧ください。

審査の流れ



申請の方法

※認定(新規・更新)の申請を御検討されている事業者は、本申請に先立ち、必ず経済産業省電力安全課に事前相談を行ってください。(事前相談なしに本申請された場合、御希望の時期に審査ができない場合がございますので、御留意ください。)

・事前相談について

- 宛先：産業保安グループ電力安全課 認定高度保安実施設置者制度担当
bz1-nintaiseido★meti.go.jp (送付の際は★を@に変更してください)
- 件名：認定高度保安実施設置者制度に関する事前相談
- 本文：
 - ①申請の種類(新規・更新)
 - ②現地調査・認定の希望時期(〇月頃)
 - ③担当者の連絡先(部署・氏名・E-mail・電話番号)

・本申請について

- 宛先：産業保安グループ電力安全課 認定高度保安実施設置者制度担当
bz1-nintaiseido★meti.go.jp (送付の際は★を@に変更してください)
- 件名：認定高度保安実施設置者の認定の申請
- 本文：
 - ①申請の種類(新規・更新)
 - ②現地調査・認定の希望時期(〇月頃)
 - ③担当者の連絡先(部署・氏名・E-mail・電話番号)
- 提出書類一覧
 - ①認定高度保安実施設置者認定申請書(様式第62の5)
 - ②添付書類
 - イ)認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類
 - ロ)認定の基準に適合することを説明した書類(※更新の場合は省略可能。)

■手数料及び納付方法について

申請に係る手数料は下記のとおりです。事前相談後、手数料の振込用紙をお渡しいたしますので、振込期限までにお振り込みをお願いいたします。振込完了後、PDF化していただいた領収書を、産業保安グループ電力安全課 認定高度保安実施設置者制度担当のE-mailアドレス宛に御送付をお願いいたします。

①	新規申請	書面申請	1,508,486円
		電子申請	1,507,508円
②	更新申請	審査会無し 書面申請	700,375円
		電子申請	705,397円
③	審査会有り	書面申請	③の手数料及び追加費用(実費)
		電子申請	

※③の「追加費用(実費)」は、審査会審査の実施に伴い追加される費用になります。

関係法令

- ▶ 電気事業法
- ▶ 電気事業法施行令
- ▶ 電気事業法施行規則
- ▶ 電気事業法関係手数料規則
- ▶ 電気事業法施行規則別表第八第二の項下欄の3の経済産業大臣
- ▶ 認定高度保安実施設置者の認定について(通達)(PDF形式:115KB)



(4)「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について」の一部改正

資料4

施行日：令和5年12月21日

- 高圧ガス保安法の適用対象外となる電気事業法の電気工作物が変更され、燃料電池設備に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその付属設備が追加された。
- なお、本件変更に伴い、高圧ガス保安法対象であった設備について、電気事業法対象に変更したい場合は、高圧ガス保安法の事務・権限は都道府県知事又は指定都市の長が有しているため、各都道府県又は指定都市の高圧ガス保安法担当部署に確認する必要あり。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（20200715保局第1号）新旧対照表（抜粋）

新（20231212保局第1号）

Ⅱ.政令関係

第2条関係（適用除外）

（1）第4項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断機であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

（イ）**原動力設備（火力発電所に設置したもの）又は燃料電池設備**に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその付属設備（貯槽を含む。）。ただし、ばい煙処理設備に付属する液化ガス設備については、平成9年6月1日以降施設に着手したものに限るものとするが、その場合であっても既設の一部改造等（部分的な改造、部品等の交換、既設設備と系統上接続され一体として取り扱うべき増設）については、引き続き高圧ガス保安法の対象とするものとする。

（ロ）～（リ） （略）

旧（20220720保局第2号）

Ⅱ.政令関係

第2条関係（適用除外）

（1）第4項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断機であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

（イ）**火力発電所の原動力設備**に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその付属設備（貯槽を含む。）。ただし、ばい煙処理設備に付属する液化ガス設備については、平成9年6月1日以降施設に着手したものに限るものとするが、その場合であっても既設の一部改造等（部分的な改造、部品等の交換、既設設備と系統上接続され一体として取り扱うべき増設）については、引き続き高圧ガス保安法の対象とするものとする。

（ロ）～（リ） （略）

(5)「発電用火力設備の技術基準の解釈」及び「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正

資料5

施行日：令和6年3月15日

- 民間規格評価機関である日本電気技術規格委員会（以下「民間規格評価機関」という。）から、「発電用火力設備の技術基準の解釈」に対する民間規格等の取り込みに関する提案があり、適切な保安水準を確保することができると確認されたものについて、当該提案に基づく火技解釈の改正を行う。併せて、「主任技術者制度の解釈及び運用」について、所要の改正を行う。

主な改正内容（アンモニア関係のみ）



- ① **アンモニアについては、今後大容量貯槽の新規設置が予想されるところ、火技解釈に引用されている液化ガス設備に関する貯槽の指針は液化天然ガス（LNG）や液化石油ガス（LPG）のみとなっている。今般、燃料アンモニアに関する地上式貯槽指針が民間規格として策定されたことから、当該指針の規定を火技解釈に取り込む。**
- ② **アンモニアは可燃性ガスであり毒性ガスでもあることから、火技解釈第50条第1項と第2項の規定を両方考慮する規定とするため、同条第2項第1号及び第3号の規定を第1項第3号として規定する。**
- ③ **主技通達2.（3）において、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年掲載産業省令第94号）で措置をした電気事業法施行規則第52条第2号及び第5号にもとづき、火力発電所から除く内燃力発電所を水素・アンモニア以外を燃料とするものに限定する。**

(6)「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」

施行日：令和6年4月1日

- FIT制度導入後、太陽電池発電設備や風力発電設備が急増するとともに、その設置のため林地開発や土地の造成を関係法令の手続きが遵守されずに土地の開発が行われるケースが確認されている。
- このため、必要な許認可手続きを経ずに不法に土地の開発を行っている事業者による当該土地での電気工作物の設置や運転を排除するため、電気事業法に基づく各手続きにおいて確認が必要であることから、所要の改正をするもの。

改正内容



太陽電池発電設備及び風力発電設備の工事計画届出時等での書類の添付

- 工事計画の認可、工事計画の届出、使用前自己確認の結果の届出の際に、以下の関係法令における必要な許認可の取得状況や許可に係る行為が完了したことを示す書類の添付を求める。
 - ①砂防法（明治三十年法律第二十九号）の制限行為（砂防法第4条第1項）
 - ②森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の開発行為（森林法第10条の2第1項）
 - ③地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の制限行為（地すべり等防止法第18条第1項）
 - ④宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）の宅地造成等に関する工事（盛土規制法第12条第1項）
 - ⑤盛土規制法の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（盛土規制法第30条第1項）
 - ⑥急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）の制限工事（急傾斜地法第7条第1項）

(7)「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正

施行日：令和6年4月1日

- 令和6年4月1日付け電気事業法施行規則改正等に伴い、使用前自主検査及び使用前自己確認の確認方法を定めている、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の改正を実施。



主な改正内容（水力発電所の試験方法など一部省略）

① 太陽電池及び風力発電の検査方法に関係法令遵守の確認項目を追加

- 「関係法令の規定の遵守の確認」という検査項目を追加し、「発電所、発電設備の工事が砂防法等の許可（以下「関係許可」という。）を要する行為を伴う場合において、当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを書類等により確認すること」を規定。

② 太陽電池及び風力発電の外観検査の方法について、支持物の基礎の確認方法を明確化

- 外観検査の判定基準に「支持物の基礎については、当該記載事項どおりに施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること」を規定。

③ 環境影響評価に関する確認項目の追加

- 使用前自主検査の1. 水力発電所、2. 火力発電所、4. 太陽電池発電所及び5. 風力発電所に「環境影響評価関係」の検査項目を追加し、「発電所、発電設備の工事（設置に必要となる土木工事を含む。）が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第21条第2項の環境影響評価書に従って施工されていることを目視、図面、工事計画書等により確認する」ことを規定。

※類型や確認事項の詳細は右記QRコードを読み取って経済産業省HPをご覧ください。

- 電気主任技術者が外部委託制度において業務を受託するには、電気主任技術者免状の取得に加え、一定期間以上の実務経験を有していることについて経済産業省の確認を受ける必要。
- この度、当該実務経験の確認の際に提出が必要な書類と期間の算定方法等を定めたもの。

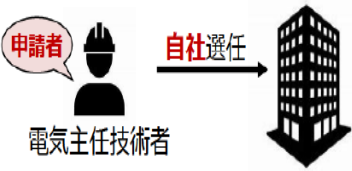


「実務経験の積み方の類型」

1. 外部委託を行う電気管理技術者等の補助者



2. 自社選任の電気主任技術者

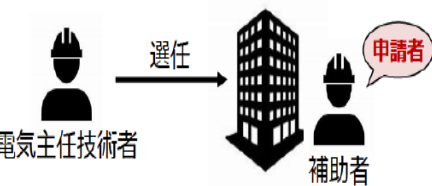


3. 外部選任の電気主任技術者



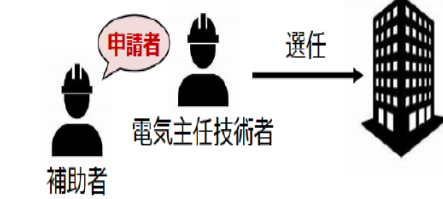
4. 選任された電気主任技術者の中で

※ 申請者が設置者の社内の人間

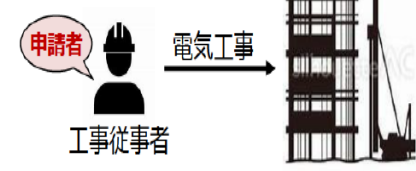


5. 選任された電気主任技術者の中で

※ 申請者が設置者の社外の人間（ビルメン等）



6. 電気工事業者等として



確認事項	類型	1.	2.	3.	4.	5.	6.
実務経歴書		☐	☐	☐	☐	☐	☐
従事した事業場・件数の一覧表		☐					
電気管理技術者又は法人の証明		☐					
設置者の証明			☐		☐		
設置者か所属会社の片方の証明				☐		☐	☐
工事一覧・工事工程表							☐
工事契約書（一部抽出して確認）							☐
電気主任技術者免状写し		☐	☐	☐	☐	☐	☐

※その他、保安管理業務講習を受けた者は講習修了証が必要です。

(8)外部委託の受託に必要な実務経験期間の確認について（続き）

「実務経験の期間の算定方法」

- 実務経験期間の確認を受けようとする者の役職に割り当てられた業務として、月次点検、年次点検、工事期間中における点検その他の事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下同じ。）の工事、維持又は運用に関する実務（以下「点検等」という。）に日常的かつ継続して従事した期間を、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める方法で算定し、それらを通算して求めることとする。
 - 一 選任された電気主任技術者として実務に従事した場合又は選任された電気主任技術者の下で当該選任された事業場に常駐して実務に従事した場合
→選任されていた期間又は従事した期間を算定する。
 - 二 電気管理技術者又は保安業務従事者の補助者として実務に従事した場合
→以下 5. 一に掲げる設備 2 1 件の点検等を 1 月分として期間を算定する。なお、1 月の間に 2 1 件を超える点検等を行った場合であっても、1 月分と算定することとする（2 1 件を超える点検等を実施した場合に、同月以降の件数に充当することは認められない）。
 - 三 電気工事業者又は電気工事業者の従業者として実務に従事した場合等
→2 1 日間の従事を 1 月分（ある月において 2 1 日を超える点検等を実施した場合に、同月以降の日数に充当することは認められない。）として期間を算定する。

※ 二・三について、それぞれ 1 月間の従事実績が 2 1 件又は 2 1 日に満たない場合には、他の同様に従事実績が 2 1 件又は 2 1 日に満たない月に充当することができる。

注意！！産業保安監督部長は、一～三までに掲げる書類のほか、実務経験期間の確認に必要な限度において、申請者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(9)電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示等の一部を
改正する告示

施行日：令和6年6月1日

- 本告示で掲げる自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を受講した場合に、電気主任技術者免状の種類に関わらず、必要従事期間が一律3年となる措置と、設備容量300kVA以下等の本告示で掲げる電気工作物について保安管理業務を受託する場合に、必要従事期間を1年減じることができる措置の併用を認めるもの。

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示新旧対照表（抜粋）

新	旧
（要件） 第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状 又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年 四 第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、当該いずれかの免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を修了した者 三年 五 省略 2 前項第一号から第四号までに掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの 二 受電設備がキュービクル式であるもの 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせる形式（PF・S形）のもの	（要件） 第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状 又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年 四 第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、当該いずれかの免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を修了した者 三年 五 省略 2 前項第一号から第三号までに掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの 二 受電設備がキュービクル式であるもの 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせる形式（PF・S形）のもの

(10)-1「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等」

資料10

施行日：令和6年10月1日

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大宗であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえ、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付けるもの。

＜柵塀設置の規定＞ —— 令和6年9月30日まで —— 令和6年10月1日以降

	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用 電気工作物	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務
小規模事業用 電気工作物	● 再エネ特措法ガイドライン		● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務


電事法上の義務拡大

(出典) 電力安全小委員会 第28回より一部加工

(10) -2「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等」

資料10

施行日：令和6年10月1日

- **太陽電池発電所及び風力発電所の定義を、「一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物ではない太陽電池発電設備／風力発電設備」から「小規模発電設備ではない太陽電池発電設備／風力発電設備」に改正。**
- なお、太技省令及び風技省令の改正に併せて、太技解釈及び風技解釈についても同様に改正。
- まず、太技省令及び解釈においては、太技省令第3条の後に、第3条の2を新設し、接触を防止するための措置として、以下①及び②を求める。

①太陽電池発電設備が危険である旨の表示

②接近するおそれがないような措置の実施

- なお、上記太技省令で規定した接触を防止するための措置の一例として、太技解釈において、

①さく、へい等の設置

②出入口に立入りを禁止する旨の表示

③出入口に施錠を行う等の出入りを制限する措置

や、さく、へい等の設置が困難な場合には、機械器具を地表上2m以上の高さに施設すべきことを規定。

- 次に、風技解釈においては、風技省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」に関する具体的な要件を一部改正。

3. 周知事項



(1)更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリ現象に係る注意喚起

- 近年、全国の自家用電気工作物設置事業場において、水の影響がある敷設環境に設置される比較的新しい高圧引込みケーブルが、絶縁破壊する事象が発生。
- これを受けて、令和3年6月16日に経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が公表した「更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリ現象に係る注意喚起」について、記載を補足した上で、全国を対象に周知するもの。



「周知事項」

- 定期的に高圧ケーブルの点検を実施し、劣化の兆候が確認された場合は、更新推奨時期に満たなくても速やかに更新すること。
- 高圧ケーブルはそれぞれその特性に応じて水の影響の有無を踏まえて使用すること。

参考 表 E-EタイプとE-Tタイプの特徴

	E-Eタイプ	E-Tタイプ
構造概略	内部半導電層 (押出成形) 絶縁体 遮蔽銅テープ 外部半導電層 (押出成形) 三層同時押出 外部半導電層が押出成形	内部半導電層 (押出成形) 絶縁体 遮蔽銅テープ 外部半導電層 (テープ巻き) 二層同時押出 外部半導電層がテープ巻き
外部半導電層の剥ぎ取り	専用工具等が必要	容易
単価	E-Tタイプに対し約1.11倍	E-Eタイプに対し安価
耐水トリ性	高い	敷設環境と品質に関する説明に留意

※近畿地域の6.6kV CVT38sqにおける単価を比較（一般財団法人建設物価調査会「月刊 建設物価」

2021年6月号による）

（出典）経済産業省HP

※詳細な周知内容は「別紙11（P84～）」参照

(2)バイオマス発電所における安全確保の徹底及び事故発生時の報告のお願い について

資料12

- 近年、バイオマス発電所（専焼・混焼）においては、バイオマス燃料に起因する貯蔵・運搬設備等における火災等が複数発生していることを踏まえ、今後の制度のあり方等を検討中。加えて、今年に入っても、同様の事故が発生。
- これらの事故の発生により、バイオマス発電所の安全性に関する懸念や関心が高まっていることから、類似の事故の発生を未然に防止するため、バイオマス発電設備の設置者に対応を求めるもの。



「依頼事項」

- バイオマス燃料として用いる木質ペレットは、その生産地等により品質が必ずしも均一ではないことから、それぞれの特性を十分に把握した上で、特性に応じた設備面での安全対策が講じられていることを確認するとともに、貯蔵・運搬設備等、過去に事故が発生している設備をはじめ、事故の未然防止において必要と考えられる設備について、巡視・点検や清掃等の徹底を図るなど、必要な対策を講じること。
- バイオマス燃料に起因する可能性のある火災等が発生した際には、電気関係報告規則の報告対象となる事故に該当しない場合であっても、バイオマス発電所の設置の場所を管轄する産業保安監督部に対し、前広に事故の報告を行うこと。
- 上記の報告を行う設置者については、当該事故原因究明及び再発防止策について、その検討中の段階から、業界団体等を通じて随時情報の横展開を図り、もって、今後の類似の事故の発生の未然防止に協力すること。

(3)発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

- 令和6年3月、鹿児島県内の発電出力1000kWのメガソーラー発電所において、蓄電池設備が設置された建屋が全焼する火災事故が発生。
- 一般に、蓄電池は過剰な電流が生じた場合等には温度が上昇し、発火につながる可能性があることから、以下について保安確保の徹底をお願いするもの。



「依頼事項」

- 蓄電池設備の設置者や電気主任技術者等の設備管理に携わる者は、蓄電池設備メーカーの協力を得て、設備の日常点検等の定期点検の際に、必要な点検を遺漏なく実施すること。
- 点検を踏まえて更なる安全確認や部品交換等の必要が生じた場合には、確実に対応するなど、発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保に十分留意し、取り組むこと。
- なお、設備点検においては、例えば、結露や錆、異音や異臭の有無、充電部の埃等の蓄積、漏電や短絡、過充電や過放電、異常な温度上昇、蓄電池の容量低下の発生、温度上昇等を感知する保護装置の動作等を確認することが考えられる。また、蓄電池設備メーカーからは、設備の設置、点検方法に加えて、部品の推奨交換時期が示されている場合がある。こうした情報を参照しながら、適切な管理をお願いする。

(4) 2024年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について

- FIT法の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加し、近年の豪雨や台風等の影響で太陽光パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散するといった様々な事故が発生。
- 需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生。



「依頼事項」

- 同様の事故を防止するためには、太陽電池発電設備や風力発電設備の入念な点検を実施するとともに、非常用予備発電装置の動作確認を含めた定期的な点検を保安規程に基づき適切に実施するなど、万全を期することが重要。
- つきましては、夏季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて電気工作物の設置者に対し、補強や補修、修理について指示や助言をするなど、電気設備の保安管理について徹底することを求める。

(5)感電死傷事故に関する注意喚起

- 例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があるが、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかった。
- このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起を行うもの。

「電気主任技術者への注意喚起事項」



- 電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認すること。

（取組例）

- ① 定期点検などの機会を活用して、設置者に対して、工事等を実施する際や、電気室やキュービクルへの入室をする際は、必ず電気主任技術者に事前に連絡を入れることを依頼する。
- ② 電気室やキュービクルの扉などに、電気主任技術者に無断での立入は禁止である旨を掲示する。
- ③ 電気保安法人等が主催する各地の研修会において、工事業者に対して、感電防止措置等について注意喚起する。

その他、「設置者への注意喚起事項」及び「工事業者への注意喚起事項」は右記QRコードを読み取って本省HPをご覧ください。



「設置者への注意喚起事項」



「工事業者への注意喚起事項」

（出典）本省HPより

上記注意喚起事項の概要は右記QRコードを読み取って本省HPをご覧ください。



(5)感電死傷事故に関する注意喚起（作業前事前連絡のお願い）

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、電気に関連しない工事でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 電力メーターやその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



工事や作業の連絡は主任技術者へ

担当主任技術者 _____

連絡先 _____



**上記資料を設置者や工事業者へ配布ください。
ダウンロードは右記QRコードからお願いします。**

(6)使用前自己確認結果届出書提出にあたってのお願い

- 電気事業法が改正され、令和5年3月20日より小規模な太陽電池発電設備（10kW以上50kW未満）・風力発電設備（20kW未満）を小規模事業用電気工作物として新たに類型化し、技術基準適合維持義務、基礎情報の届出及びや使用前自己確認等が課されることとなった。
- これにより、使用前自己確認制度の対象範囲が太陽電池発電設備は10kW以上2,000kW未満、風力発電設備は500kW未満に拡大され、これらの再エネ設備は使用開始前に使用前自己確認結果届出書の提出が必要となった。
- しかしながら、使用開始前に自己確認を実施せず使用前自己確認結果届出書が提出されていない事例や、再エネ設備の設置者ではない者が使用前自己確認届出書を提出するといったケースが見受けられることから、今後、再エネ発電設備を設置される方に対し注意喚起を行い、適切な対応をお願いするもの。

【注意事項1】電気事業法上の保安確保の義務を負う設置者について

- PPAモデルの導入により、自家用電気工作物の屋根上にPPA事業者が屋根上に再エネ発電設備を設置し、受変電設備に接続する場合、基本的に自家用電気工作物設置者が電気事業法上の保安確保義務を負い、使用前自己確認届出書を提出する必要があります。
- しかし、自家用電気工作物設置者の確認を受けぬまま、PPA事業者や施工会社が届出上の設置者となり届出書を提出する事例が見受けられることから、再エネ設備導入時には、**電気事業法上の設置者を明確**にするため、PPA事業者や施工会社などの関係者と事前に協議してください。
- 使用前自己確認届出書のほか、保安規程の変更届出や主任技術者の選任が必要な場合もあります。特に、保安管理業務外部委託承認制度を利用している場合、契約先と事前に連絡を取り、工事管理や使用前自己確認結果届出書の提出について相談するとともに、必要に応じて、外部委託契約の見直し、保安規程変更届出、換算係数の変更など、適切な対応をお願いします。

【注意事項2】設備の使用開始前に、使用前自己確認を行い届出書を提出してください

- 設置者は、**使用開始前に**技術基準適合を確認し、使用前自己確認届出書を提出してください。**必ず届出後に設備を使用開始してください。**

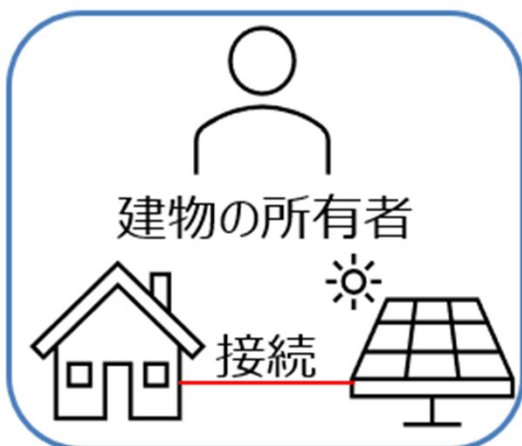
(6)使用前自己確認結果届出書提出にあたってのお願い（続き）

PPAモデル導入時の電気事業法上の設置者の考え方

電気事業法上の設置者は**電気工作物の維持・管理**を行いうる主体で、**電気工作物の所有者又は占有者**
 ※メンテナンスをするからと言って設置者になるとは限らない

【パターンA】

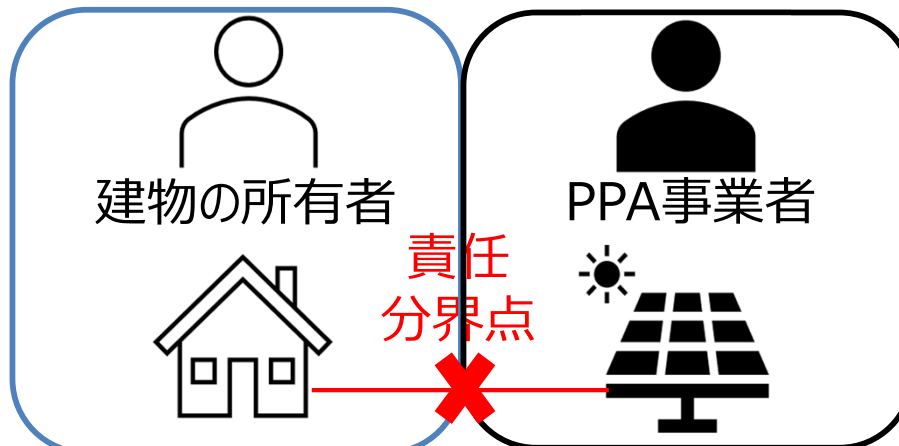
建物所有者が全設備
を維持・管理・運用



推奨

【パターンB】

建物所有者が建物側・太陽光側を
PPA事業者が維持・管理・運用



要確認（要確認事項参照）

【要確認事項】

1. 夜間・休日・緊急時に建物所有者の許可なく立ち入ることはできますか？（パターンB）
2. 建物側を停電点検する際に太陽光側から逆潮流する恐れはないですか？（パターンB）
3. 「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）についての要件を満たしていますか？（パターンB）



※【パターンA】【パターンB】以外の形態をご検討の方は個別にご相談ください。

パターンAの設置者	建物の所有者
パターンBの設置者	建物の所有者（建物側）、PPA事業者（太陽光発電設備側） ※太陽光発電設備が50kW以上で発電所単体で自家用電気工作物に該当する場合のみ ※責任分界点を設け、電気主任技術者選任と保安規程の制定がそれぞれ必要

→ 設置者は**使用開始しようとする前**に使用前自己確認結果届出書の提出が必須

50kW以上の太陽光発電設備の場合は主任技術者選任・保安規程の提出が必須←



(7)保安ネットによる小規模事業用電気工作物他の届出について①

- 令和5年3月20日より、保安ネットで電気事業法に関する新制度である小規模事業用電気工作物の届出を提出可能となった。

開始時期	対象法令	対象手続き
令和5年3月20日	電気事業法	・基礎情報の届出 ・使用前自己確認結果の届出（小規模事業用電気工作物に限る）

注意事項 1：保安ネットの利用にはGビズIDのアカウントが必要。保安ネットをご利用頂く前に準備する必要。
 なお、GビズIDのアカウント取得に関しては下記のHPを参照。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

注意事項 2：小規模事業用電気工作物に係る届出制度等についての問い合わせはコールセンターまで。

小規模事業用電気工作物新制度コールセンター

電話 0570-045-660（9：00～17：00 平日のみ）

- 低濃度PCBに係る以下表の各種届出について、保安ネット簡易申請での提出をお願いいたします！
- 現在は郵送で届出をされる事業者がほとんどであるが、今後は電子媒体管理に移行予定であるため

届出の種類	届出を要する場合	様式名
①設置等届出	低濃度PCB含有電気工作物であることが判明した場合	様式13の2
②変更届出	法人名、住所、事業場名称、使用状態が変更する場合	様式13の3
③廃止届出	PCB含有電気工作物を廃止した場合	様式13の4
④漏洩事故届出	PCB含有絶縁油が構内以外に排出又は地下に浸透した場合	様式13の5

(7)保安ネットによる小規模事業用電気工作物他の届出について②

- 以下の8手続きに関しても、保安ネットを活用して申請又は届出をすることが可能です。
- 添付書類の省略、通知文書や受理証明が複数回印刷可能であること等のメリットがありますので、保安ネットを活用した申請又は届出をお願いします。

1 事業用電気工作物の
保安規程の届出/変更の届出

2 保安管理業務外部委託承認

3 主任技術者選任又は解任届出

4 発電所出力変更報告

5 自家用電気工作物廃止報告書

6 ばい煙発生施設廃止報告書

7 主任技術者兼任承認申請

8 主任技術者選任許可申請

保安ネットを活用するメリット

1. 紙申請時よりも**提出書類が少なくて済む**
2. 通知文書や受理証明は**複数回印刷可能**
3. ガイド機能で**らくらく入力**
4. 24時間365日**いつでも届出・申請が可能**
5. **届出・申請履歴**が簡単に確認

注意事項：保安ネットの利用にはGBizIDのアカウントが必要です。GBizIDのアカウント取得に関しては下記のHPを参照。



こちらに保安ネットを入力する際の留意点をまとめています。申請作業の効率化にご活用ください。

